

## 平成21年5月以降の中間申告から、 法人事業税とあわせて地方法人特別税の申告が必要です

平成20年10月1日以後開始する事業年度から、法人事業税とあわせて地方法人特別税の申告が必要になります。

平成21年5月以降の中間申告は、地方法人特別税の記載欄が追加された新しい申告書で、法人事業税とあわせて地方法人特別税を申告してください。

また、前事業年度の税額を基礎とした予定申告には、経過措置が設けられています。（詳しくは、①を参照してください。）

### ◆ 平成20年10月1日以後開始する最初の事業年度の中間申告について

#### ① 予定申告を行う場合

##### \* 平成20年10月1日以後開始する最初の事業年度の予定申告税額の計算方法

<法人事業税>（地方法人特別税等に関する暫定措置法 附則第3条第1項）

（前事業年度の法人事業税額（割ごとの額） $\div$ 前事業年度の月数） $\times$ 3.3

<地方法人特別税>（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令 附則第2条）

（前事業年度の法人事業税額（各割の合計額<sup>※</sup>） $\div$ 前事業年度の月数） $\times$ 2.7

※ 外形標準課税法人の場合、所得割、付加価値割、資本割の合計額です。

- ・ 法人事業税と地方法人特別税をあわせた額が、前事業年度の法人事業税額の $6/\text{前事業年度の月数}$ となる仕組みとなっているため、従来と税負担は変わりません。
- ・ 翌年度以降は、前事業年度の法人事業税額と地方法人特別税額のそれぞれ $6/\text{前事業年度の月数}$ が予定申告税額になります。

#### ② 中間仮決算による申告を行う場合

地方法人特別税の記載欄が追加された新しい「中間・確定申告書（第6号様式）」により申告してください。

- ・ 税額の計算方法等については、[地方法人特別税の概要](#)をご覧ください。

【お問い合わせ先】 主税局課税部法人課税指導課（03-5388-2963）